

# 議員団 平塚市議会

日本共産党平塚市議会議員団  
電話 0463-23-1111 (内線2375)  
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1312 2015年 6月 7日

日本共産党平塚市議会議員団  
団長 高山 和義  
電話・FAX 31-4638  
[k.takayama@mb.scn-net.ne.jp](mailto:k.takayama@mb.scn-net.ne.jp)  
松本 敏子  
電話・FAX 59-4607  
[mail@matsumoto-toshiko.jp](mailto:mail@matsumoto-toshiko.jp)  
渡辺 敏光  
電話・FAX 31-6431  
[w-toshi@agate.plala.or.jp](mailto:w-toshi@agate.plala.or.jp)

無料法律相談  
次回は 6月18(木)  
午後4時~6時(要予約)

## 平塚市議会6月定例会総括質問

### — 日本共産党平塚市議団の総括質問 —

- 6月12日(金) 2番目 高山 和義議員(25分)
- 6月15日(月) 4番目 松本 敏子議員(14分)

<6月定例会に提案されている議案から>

平塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(市民情報・相談課からの説明資料から)

○改正の理由一 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の制定に伴い、平塚市個人情報保護条例の一部を改正する。

○改正の要点一 「番号法」では全国民に個人番号(マイナンバー)を付番することとしている。個人番号は不正な利用等が行われないよう個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と位置づけ、一般の個人情報より手厚い保護措置を設けています。

そのため、平塚市の「個人情報保護条例」にも、特定個人情報等の用語を定義し、「収集」「利用」「提供」など同法に対応した改正を行う。

#### \*用語の定義

「特定個人情報」=個人番号をその内容に含む個人情報  
「保有特定個人情報」=行政文書に記録された特定個人情報  
「情報提供等記録」=アクセス記録

<一部改正の内容から>

#### 第8条(収集の制限)

現状:個人情報を収集するときは、本人収集が原則。

【改正内容】特定個人情報の収集については、番号法第20条(収集等の制限)により、同法第19条(特定個人情報の提供の制限)に規定されている場合のみ認められる。他機関など、本人以外からの収集が番号法上で規定されているので、本人収集の原則を適用除外とする。

#### 第9条(利用及び提供の制限)

現状:本人の同意がなければ、目的外の利用及び提供を制限。

【改正内容】特定個人情報の利用及び提供については、番号法に規定されている場合に限り認められるため、その旨を定める。

#### 第10条(オンライン結合による外部提供の制限)

現状:保有個人情報をオンライン結合の方法により原則提供してはならない。

【改正内容】番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定に該当すれば、オンライン結合により外部提供することができるので、保有特定個人情報を適用除外とする。

#### 第14条(開示請求権)

現状:開示請求は、本人若しくは法定代理人による請求が原則。

【改正内容】番号法では、特定個人情報の開示について本人若しくは法定代理人のみではなく、任意代理人(本人の委任)まで広げているため、その旨を定義する。

#### 第29条(保有個人情報の提供先への通知)

現状:保有個人情報の訂正をした場合には、必要に応じて提供先に対し、通知する。

【改正内容】訂正した保有個人情報が情報提供等記録である場合は、必要に応じ、訂正内容を「総務大臣」および情報照会者、情報提供者に対し、通知する旨を規定する。

#### 第30条(利用停止請求権)

現状:規定に違反して保有個人情報が扱われているとき、利用停止請求等ができる。



**【改正内容】**情報提供等記録については、システム上自動保存されるものであり、利用停止を認めないようにする必要があることから、保有特定個人情報に係る利用停止請求権は、情報提供等記録を適用除外とする。

#### 第60条（他の法令等との調整等）

現状：他の法令等で自己情報の閲覧等が規定されている場合は、開示請求を適用しない。

**【改正内容】**番号法の規定にあわせ、特定個人情報については、他の法令等と重複しても開示請求できるよう規定する（将来的にマイ・ポータルによる開示が規定されているため）。

## 年金個人情報125万件流出

日本年金機構は6月1日、年金の個人情報を管理しているシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け、加入者の氏名や年金番号など約125万件にのぼる個人情報が流出したと発表しました。

公的年金の個人情報の大量流出は、公的機関の個人情報管理の脆弱性と絶対安全などないことを示しており、10月に番号通知を開始する共通番号（マイナンバー）制度の前提が崩れています。

同制度は、今回流出した年金情報を含む社会保障と税などの膨大な個人情報を行政が一元的に把握・活用するもので、10月から番号通知、来年1月から利用を始める計画です。

しかも安倍政権は、まだ施行もしていないのに、国民の預貯金や健康診断情報など民間機関が扱う情報にも拡大する法案の今国会成立を狙っています。

さらにカルテや診療報酬明細（レセプト）など医療情報、戸籍や旅券、自動車登録など次々と拡大する方針を打ち出しています。

マイナンバーは税金や社会保険料などの徴収強化と社会保障などの給付抑制を狙うものである上に、ひとたび流出すればはかりしれない被害をまねく致命的欠陥制度です。実施は中止・撤回し、個人情報の分散管理と徹底した個人情報保護対策こそ必要です。

## 日本共産党平塚市議会議員団の

### マイナンバー制度に対する見解から

<2014年12月議会での一般会計補正予算反対討論から>

「電算管理費・電子計算機運用管理事業」に反対する。

これは、2013年5月成立の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をうけたもの。

具体的には「国民一人ひとりの年金などの社会保障給付や納税などを一つ個人番号で管理する「共通番号制度」。

今回の補正は中間サーバーの利用負担金は、「共通番号」制度を共同化・集約化し自治体が活用する、それによりイニシャルコスト・ランニングコストの節減、セキュリティ、運用の安定性の確保を挙げている。

この「共通番号制度」は2015年10月に市町村から「住民基本台帳カード」を基本に12ケタの個人番号が通知され、2017年1月から、行政機関が個人番号を使って個人情報をやり取りするシステムを稼働させる。

委員会では、このシステム稼働による住民のメリット、また番号利用の使途が当面社会保障、税、災害に限定されるとしているが、施行後3年をめどに使途拡大を検討するとしている点。またこの制度に企業の参入の点について質疑を行った。

まず住民の利便性については、「給付の適正化」「負担の公平」をあげられたが、その手続きのほとんどが同じ自治体内でのやりとりであること。他自治体との関係でも今までとかわらないことから住民にとってのメリットは感じられない。

手続きに必要な証明などの資料も、この制度により本人が用意しなくても行政が用意できる旨の答弁もあった。

これは利便性ではなく住民が知らない内に個人情報が行政の中でやり取りされることで利便性とはいえない。

使途拡大と企業参入についてもその方向で動きもあるという。個人の全ての情報が一つの番号で管理され、企業も制度に加わるなら個人情報漏えいの危険がより高まることが危惧される。

#### （まとめ）

- ① 国民一人ひとりに原則不变の個人番号を付番し個人情報を容易に照合できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化するおそれがある。
- ② 共通番号システムは初期投資3千億円ともされる巨額プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果もしめされないまま、新たな国民負担が求められる。
- ③ 税や社会保障の分野では、年金・医療・介護がこれまで別々の番号で運営されていたものが、個人番号を通じて情報を管理できるようになることは、徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねない。

## お知らせ 市役所本館・西八幡臨時駐車場間の送迎

実施期間 7月1日から新庁舎駐車場運用開始まで

実施内容 西八幡臨時駐車場と本館の間の送迎車両を運行

開庁日の8時30分～17時

\*小型のキャラバンクラスの車両を使用。